

12月2日（火）

平成 26 年 12 月 2 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (38 名)

2 番	重 松 幸次郎	(公明党宮崎県議団)
3 番	有 岡 浩 一	(愛みやざき)
4 番	凶 師 博 規	(同)
5 番	西 村 賢	(同)
6 番	松 村 悟 郎	(自由民主党)
7 番	内 村 仁 子	(同)
8 番	岩 下 斌 彦	(同)
9 番	後 藤 哲 朗	(同)
10 番	右 松 隆 央	(同)
11 番	二 見 康 之	(同)
12 番	清 山 知 憲	(同)
13 番	福 田 作 弥	(同)
14 番	前屋敷 恵 美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
15 番	河 野 哲 也	(公明党宮崎県議団)
16 番	渡 辺 創	(県民連合宮崎)
17 番	田 口 雄 二	(同)
18 番	高 橋 透	(同)
19 番	星 原 透	(自由民主党)
20 番	蓬 原 正 三	(同)
21 番	井 本 英 雄	(同)
22 番	丸 山 裕次郎	(同)
23 番	中 野 一 則	(同)
24 番	中 野 廣 明	(同)
25 番	宮 原 義 久	(同)
26 番	山 下 博 三	(同)
27 番	徳 重 忠 夫	(無所属クラブ)
28 番	新 見 昌 安	(公明党宮崎県議団)
29 番	太 田 清 海	(県民連合宮崎)
30 番	井 上 紀代子	(同)
31 番	鳥 飼 謙 二	(同)
32 番	緒 嶋 雅 晃	(自由民主党)
33 番	黒 木 正 一	(同)
34 番	横 田 照 夫	(同)
35 番	十 屋 幸 平	(同)
36 番	外 山 三 博	(同)
37 番	坂 口 博 美	(同)
38 番	中 村 幸 一	(同)
39 番	押 川 修一郎	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	稲 用 博 美
副 知 事	内 田 欽 也
総 合 政 策 部 長	橋 本 憲 次 郎
総 務 部 長	成 合 修
危 機 管 理 統 括 監	金 丸 政 保
福 祉 保 健 部 長	佐 藤 健 司
環 境 森 林 部 長	徳 永 三 夫
商 工 観 光 労 働 部 長	茂 雄 二
農 政 水 産 部 長	緒 方 文 彦
県 土 整 備 部 長	大 田 原 宣 治
会 計 管 理 者	舟 田 美 揮 子
企 業 局 長	四 本 孝
病 院 局 長	渡 邊 亮 一
財 政 課 長	阪 本 典 弘
教 育 委 員 長	島 原 俊 英
教 育 長	飛 田 洋 夫
公 安 委 員 長	佐 藤 勇 拓
警 察 本 部 長	坂 口 尊
代 表 監 査 委 員	宮 本 秀 繼
人 事 委 員 長	村 社 秀

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 坪 篤 史
事務局次長兼総務課長	山 内 武 則
議 事 課 長	亀 澤 保 彦
政 策 調 査 課 長	高 林 宏 一
議 事 課 長 補 佐	内 野 浩 一 朗
議 事 担 当 主 幹	松 吉 浩
議 事 課 主 査	松 本 英 治
議 事 課 主 任 主 事	川 崎 一 臣

◎ 常任委員長審査結果報告

○福田作弥議長 ただいまの出席議員38名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第29号まで及び第34号から第41号までの各号議案、請願第57-1号から第68号まで、並びに継続審査中の請願第38号及び第56号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、松村悟郎委員長。

○松村悟郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件及び新規請願3件の計14件であります。先般、11月25日に審査結果報告をいたしました議案第42号を除く13件について、慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第38号及び第59号は賛成多数により、その他の議案及び請願については全会一致により決定いたしました。

また、全会一致で採択いたしました請願第57-1号に基づき、「勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書」を、環境農林水産常任委員会と合同で発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定に伴うもの及び

その他必要とする経費について措置するものであり、17億4,000万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源の主なものは、繰入金10億2,100万円余、国庫支出金6億7,900万円余であります。

次に、追加補正である議案第34号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

この補正は、職員の給与改定等に伴う所要経費について措置するものであり、14億7,200万円余の増額補正となっております。この補正予算に要する歳入財源は、地方交付税12億7,400万円余、国庫支出金1億9,800万円余であります。この結果、さきに可決されました議案第42号を含めると、補正後の一般会計の予算規模は5,843億300万円余となります。

このうち、総合政策部所管の予算は、2,000万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は147億3,900万円余となっております。

また、総務部所管の予算は、3億6,900万円余の増額補正であり、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,534億6,100万円余となっております。

このうち、議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、特定非営利活動法人の設立の認証等に関する事務等、特定非営利活動促進法に基づく知事の権限に属する事務の一部を移譲する市町村として、今回、新富町と川南町を追加するため、条例の改正を行うものであります。

当委員会といたしましては、権限移譲により住民の利便性の向上や事務処理の効率化が図られることにより、地域における特定非営利活動

法人の活動が活発化することも期待されることから、移譲を希望していない市町村に対しても積極的に受け入れてもらえるよう、引き続き働きかけを行っていただくことを要望いたします。

次に、フードビジネス人材育成プログラムの実施についてであります。

このことについて委員より、「全国においてフードビジネスに力を入れている自治体が多い中、本県においてはどのような展開を考えているのか」との質疑があり、当局より、「本県のフードビジネス振興構想の推進施策の一つとして、フードビジネス関連事業者の成長段階や、国内だけでなく台湾やEUなど、ターゲットとする市場等に応じた実践的な長期セミナーを実施して人材育成を図ることにより、事業者の競争力の向上を図ってまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「次世代の経営リーダー育成等、各段階に応じたプログラムを実施することで、高い付加価値を生み出すことのできる人材育成に寄与することが期待できるので、積極的な事業実施に努めてほしい」との要望がありました。

次に、防災拠点庁舎整備基本構想についてであります。

このことに関して委員より、「今後、防災拠点庁舎周辺の各庁舎において、耐用年数等の状況により改修等の課題が出てくると思われる。防災拠点庁舎の配置については、本館や楠並木通り等との一体的な景観の創出、空間の活用、県民や観光客の集客性など、多様かつ長期的な視点を持って、将来の県庁舎全体のあり方を念頭に検討していただきたい」との要望がありました。

また、別の委員より、「6号館に移転することとなった文書センターについて、今後は、公文書の保管スペースの確保状況等を踏まえ、将来の県庁舎全体のあり方を検討していく過程において、当該センターのあり方についても再度検討を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、今後の行財政改革の取り組みについてであります。

このことについて委員より、「県民サービスの質の維持や職員のワーク・ライフ・バランスの観点からも、これ以上の人員削減は厳しいと思われることから、人材育成に力を入れていただきたい。また、新たな行財政改革プランの策定に向けては、庁内のワーキンググループや広く県民に意見を伺う県民アンケートを実施しているとのことであるが、今後も、県民の意見やアイデアを十分に得られるよう、県の広報紙等あらゆる媒体を活用し、県民の行財政改革の取り組みに対する認知度のさらなる向上に努めていただきたい」との要望がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、厚生常任委員会、鳥飼謙二委員長。

○鳥飼謙二議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件及び新規請願1件の計10件で

あります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で13億400万円余の増額補正であり、その主な理由は、地域医療介護総合確保基金への積み立てや、職員の給与改定等に伴うものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,035億2,300万円余となります。

このうち、地域医療介護総合確保基金についてであります。

これは、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、地域において、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築し、地域における医療及び介護の総合的な確保を図るため、国からの交付金等により基金を造成し、医療機関の施設・設備の整備や公的介護施設等の整備、在宅医療の提供及び医療・介護従事者の確保に関する事業を実施するものであります。

このことについて委員より、「基金事業については、毎年、県が地域の医療・介護関係者と協議の上、実施計画を策定し、国に提出することとなっている。地域において現在、顕在化している医療・介護問題に効果の及ぶ事業や、医療・介護従事者の確保など、長期的な取り組みが必要な事業もあることから、即効性と持続性のある事業展開をお願いしたい」との要望がありました。

次に、宮崎県高齢者保健福祉計画についてで

あります。

このことについて委員より、「在宅医療や介護に携わる人材は、今後さらに必要となってくるが、どのように育成・確保を図るのか」との質疑があり、当局より、「離職率が高いことが問題となっていることから、処遇改善に関する取り組みを引き続き行うとともに、今後は、新規参入や復職につながる取り組みを進めてまいりたい」との答弁がありました。

また、これに関連し、別の委員より、「少子化が進んでいる中、国内に人材を求めるだけでは限界がある。国外も視野に入れる必要があるのではないか」との質疑があり、当局より、「国外からの人材確保については、国において技能研修制度として検討していることから、その動向を注視してまいりたい」との答弁がありました。

次に、宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画についてであります。

このうち、結婚・子育て意識調査結果について、委員より、「独身でいる理由に、「自由や気楽さを失いたくないから」「趣味や娯楽を楽しみたいから」などの理由があるが、このような人たちに、子供を生み育てる喜びを理解してもらう取り組みが必要ではないか」との質疑があり、当局より、「調査結果を踏まえ、今後とも意識の涵養に努めてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、結婚、出産や子育ての喜び、楽しさについて、意識啓発に取り組むとともに、宮崎らしい施策の検討に当たり、調査結果のさらなる検証を要望いたします。

次に、病院局所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴うものであり、病院事業費用1億2,800万円余を増額補正するものであります。この結果、補正後の病院事業費用は300億8,700万円余となります。

次に、県立病院の新たな経営形態のあり方についてであります。

このことについて当局より、「今後の県立病院の果たすべき役割として、多数の診療科の連携による、総合性を生かした高度・急性期医療、また、不採算医療や、社会的要請により政策的に対応する必要がある医療、さらには、中核病院として、地域医療機関等との連携強化による医療について提供する役割があると考えており、その役割を果たすための経営形態について、現在の地方公営企業法の全部適用も含め、民間譲渡、指定管理者制度の導入、地方独立行政法人化、市町村への移管について検証を行っている。各制度にはさまざまな特徴があるが、本県の医療を取り巻く環境や、それぞれの県立病院の経営状況等も踏まえながら、ふさわしい経営形態について検討を進めている」との報告がありました。

当委員会といたしましては、県立病院として果たすべき役割を踏まえた上で、他県における事例についても十分に調査を行うなど、拙速に事を運ぶことのないよう、慎重な検討を要望いたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、商工建設常任委員会、岩下斌彦委員長。

○岩下斌彦議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件及び新規請願1件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴い、一般会計で1,600万円余を増額するものであり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は450億4,400万円余となります。

次に、本県の製造業についてであります。

このことについて委員より、本県の製造業の事業所数の推移等について質疑があり、当局より、「工業統計調査によると、従業員4人以上の事業所数は、平成3年が最も多く約2,600、直近の平成25年は約1,500であり、約1,000事業所が減少している。一方、製造品出荷額は、平成3年は約1兆3,600億円、平成25年は約1兆4,400億円で約800億円増加している」との答弁がありました。

これに対して委員より、「製造業は、本県の景気浮揚を図る上で非常に重要な産業である。事業所数等のデータを分析し、振興対策に取り組んでいただきたい」との意見があり、当局より、「中核的な製造企業をふやし、県外から県内に資金を取り込んでいけるような取り組みを行っていく必要がある」との答弁がありました。

次に、外国人観光客の受け入れ体制についてであります。

このことについて委員より、「平成27年3月に予定されている宮崎―香港線の就航により、外国人観光客の増加が予想されるが、県内宿泊施設の受け入れ体制はどうか」との質疑があり、当局より、「現在、主要なホテルでは、外国語が話せるスタッフは確保されてきているが、今後、外国人観光客の増加にも十分対応できるように、宿泊施設や関係機関と連携してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、経済効果の高い外国人観光客の誘客を促進するためにも、今後も受け入れ体制の整備に積極的に取り組んでいただくことを要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億5,600万円余の増額補正であり、その主な理由は、国庫補助の決定や職員の給与改定等に伴うものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は750億5,000万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

当局より、平成27年度に指定を予定している施設の指定管理候補者やその選定方法等について説明がありました。

当委員会といたしましては、制度の目的の「サービス向上と経費縮減」という観点に立った委員会審査がしやすくなるように、例えば指定管理候補者の概要を記載するなど、説明資料の充実に努めていただくことを要望いたします。

次に、地域維持型契約に係る入札の実施につ

いてであります。

このことについて委員より、「平成27年4月に実施予定の地域維持型契約は、採算等に不安を感じる建設業者もいると聞くが、入札不調・不落となるおそれはないのか」との質疑があり、当局より、「入札の実施については、新たに地域維持型の総合評価落札方式を導入することとしており、評価に当たっては、地域精通度などの履行能力に重点を置くとともに、評価基準の数値も、各地区ごとに実情を踏まえて設定している。今後とも、関係団体等と意見交換をしながら、十分に制度の周知を図り、不安の解消に努めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、地域の建設業者の実情を踏まえ、将来の担い手確保や災害対応力の強化につながるよう、今後もさらに検討を加え、よりよい制度としていただくことを要望いたします。

次に、労働委員会事務局の補正予算についてであります。

これは、職員の給与改定等に伴うものであり、この結果、補正後の予算額は1億1,500万円余となります。

最後に、当委員会において、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査としたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、環境農林水産常任委員会、内村仁子委員長。

○内村仁子議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件及び新規請願3件の計10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致により決定いたしました。

なお、採択いたしました請願第57-2号、請願第62号及び請願第63号に基づき、「農協改革」に関する意見書」及び「漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書」を発議することとし、「勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書」については、総務政策常任委員会と合同で発議することといたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2,000万円余の増額補正であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は264億6,000万円余となっております。

このうち、議案第17号、18号、19号及び20号に係る「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「最小の経費で最大の効果を上げるためには、さらなる利用者の増加を図る必要があることから、新たな切り口で広報を行い、当該施設の知名度を上げる取り組みを進めていただきたい」との要望や、公募の状況について別の委員より、「応募団体数が少ないため、公平性の観点から、より幅広く周知していただきたい」との要望がありました。

また、委員より、「施設の設置目的を効果的

に達成するためにも、指定後の指導監督体制の充実を図っていただきたい」との要望があり、別の委員より、「経費の縮減は大変重要であるが、その結果として人件費の削減につながることはないよう、しっかり指導していただきたい」との要望がありました。

次に、建設工事に係る資材のリサイクルについてであります。

このことについて委員より、「建設工事に係る資材については再資源化が進められているが、リサイクル処理を施しても、保管する場所に苦慮していると聞く。例えば、再生クラッシュランのさらなる利用促進に向けて、関係部局と協議していただきたい」との要望がありました。

次に、「山村振興法」の延長及び地域林業・地域振興の確立に向けた施策の拡充を求める意見書」についてであります。

昭和40年に制定された「山村振興法」は、山村における経済力と住民の福祉の向上を図り、あわせて、地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的として、これまで国の政策支援が行われてきたところではありますが、山村を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある中、平成27年3月末にその期限を迎えようとしています。国においては、山村地域の現状及びその果たす役割を踏まえ、法の期限を延長するとともに、地域林業・地域振興の確立に向けた施策の拡充を強く要望するものであります。

当該意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

次に、農政水産部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で1億5,400万円余の増額補正であり、その主な理由は、国庫補助の決定や職員の給与改定等に伴うものであります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は427億9,200万円余となっております。

このうち、議案第21号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

これは、県立農業大学校農業総合研修センター及び宮崎県農業科学公園において、来年度から指定管理者制度を導入することとしたものであります。

このことについて委員より、「当該施設は、今後の農業を担う人材を育成する上で大変重要な施設である。指定管理者と連携を図りながら、本県が目指すべき農業のあり方を踏まえた人材育成を図っていただきたい」との要望がありました。

次に、豚流行性下痢（PED）の防疫対策についてであります。

このことについて当局より、平成26年10月24日に公表された国のPED防疫マニュアルについて、現在、養豚関係機関及び養豚農場との調整や関係団体への周知を図っている旨の報告がありました。

このことについて委員より、「発生農場情報の共有も含めて、当該マニュアルの運用は開始されているのか」との質疑があり、当局より、「現時点で市町村や生産者団体との意見交換が終了したところである。12月上旬までには、各地域の養豚農家を対象とした説明会を開催する予定であり、その後、運用を開始したい」との答弁がありました。これに対し委員より、「流行時期を考慮した上で、少しでも早くマニュアルに沿った運用体制が構築されるよう、関係者

への周知等を進めていただきたい」との要望がありました。

また、委員より、「発生農場情報の共有については、スムーズな運用を危惧する声もある。運用後も随時点検を行いながら取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、農業の成長産業化に向けた提言についてであります。

これは、農業施策全体を多角的に検証する場として設置された「宮崎県農業成長産業化推進会議」から、産地経営体構想を推進し、宮崎県農業の成長産業化を実現するための方策として、マーケットイン型経営への転換や、経営力と技術力の両面を支援できる指導体制の構築などについて提言を受けたものです。

このことについて委員より、「農家所得の向上のためには、農業を成長産業分野に押し上げることが重要であるため、提言については十分に検証し、目に見える形で結果を出していただきたい」との要望があり、別の委員より、「提言に対応した具体的な施策や事業を構築していただきたい」との要望がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査としたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○福田作弥議長 次は、文教警察企業常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願5件の計13件で

あります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第64号については賛成多数により、請願第65号、第66号、第67号及び第68号については賛成少数により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

最初に、一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴うものであり、公安委員会所管で1億9,700万円余、教育委員会所管で9億5,700万円余のそれぞれの増額補正となっております。この結果、補正後の公安委員会の一般会計予算額は279億6,600万円余、教育委員会の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,106億2,600万円余となります。

次に、公営企業会計補正予算についてであります。

今回の補正は、職員の給与改定等に伴うものであり、電気事業会計で1,341万円余、工業用水道事業会計で78万円余、地域振興事業会計で1万円余の、それぞれの事業費の増額補正を行うものであります。この結果、各会計ごとの補正後の事業費は、電気事業は43億7,800万円余、工業用水道事業は3億6,100万円余、地域振興事業は2,100万円余となります。

次に、宮崎県警察音楽隊の活動状況についてであります。

このことについて当局より、警察音楽隊は、演奏活動を通じて県民と警察との融和を図るとともに、警察広報の重要な一翼を担っていること、また、平成25年中は、小中学校などでの音楽鑑賞教室や各自治体主催の地域安全運動のイ

ベント等に40回の派遣演奏を行ったことについて報告がありました。

これに対して委員より、「警察音楽隊の華やかな演奏活動は、県民から警察への親しみを持ってもらえる絶好の機会であるため、今後も県内各地の地域安全運動等に積極的に参加していただきたい」との要望がありました。

次に、企業局における平成26年度の上半期の状況についてであります。

当局より、「事業実績については、電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の全てにおいて目標を上回っており、収益的収支についても、3事業ともおおむね順調に推移している」との報告がありました。

次に、教職員の不祥事についてであります。

教職員の懲戒処分件数については、近年、減少傾向にありましたが、ことしの9月以降、公立中学校の教職員がわいせつ行為により相次いで逮捕されるなど、教育に対する信頼が大きく損なわれる事態となっております。

当委員会としましては、教職員一人一人が、このゆゆしき事態を自覚するよう、引き続き、市町村教育委員会と一体となって、綱紀粛正及び服務規律遵守についての指導を徹底するなど、不祥事根絶に向けた取り組みを推進することを強く要望します。

次に、議案第27号「公の施設の指定管理者の指定について」であります。

このことについて委員より、「次期指定期間から、施設の利用料金を指定管理者の収入にすることができるとなるが、利用料金収入は大きく変動することも考えられる。今後5年間の指定管理料は、どのような想定で決定されているのか」との質疑があり、当局より、「指定管理料については、施設の改修や口蹄疫の発生

等があった過去5年間の平均をもとに算出しており、さまざまな状況を想定した金額設定となっている。なお、災害の発生などにより利用料金収入が大きく減少する場合は、指定管理者と県で協議の上、改めて指定管理料の設定を行うこととなる」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○福田作弥議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○福田作弥議長 これより、委員長の審査結果報告に対する質疑、討論に入ります。

質疑、討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 おはようございます。ただいま各常任委員長から御報告がございましたが、請願の審査について伺っていききたいと思います。

今回、新規請願として、商工建設常任委員会に付託されました第58号のカジノ合法化に反対する請願、そして、総務政策常任委員会に付託されました第60号の私学助成を求める請願、文教警察企業常任委員会に付託されました第65号から第68号の教育関連の請願が、いずれも不採

択との審査結果報告でありました。私はいずれも紹介議員でありますので、委員会でどのような審査の結果、即、不採択となったのか、それぞれの経過について御説明いただきたいと思っております。

○松村悟郎議員 委員会の審査におきましては、請願第60号も含めてでございますけれども、委員の皆様にお伺いし、そして、継続審査または採決を諮った結果、採決ということになりました。採決により賛否をお諮りしたところ、不採択ということになったものでございます。

また、どのような理由でということについてでございますけれども、委員の皆様には、個人あるいは会派におきましても十分議論され、そして、委員会におきましても、御意見を伺ったところでございます。ただ、その中で、委員会の場では特に意見はございませんでした。以上でございます。

○岩下斌彦議員 第58号に関してでございますが、請願は、県民の皆さんが行政について持っている要望や意見を文書にして提出されたものであり、県議会は、その県民の意思を十分受けとめて審議に付する必要があると思っております。

委員会の審査におきましては、委員の皆さんにお伺いし、継続審査または採決をするか諮った結果、採決となりました。採決により賛否をお諮りいたしましたところ、不採択となっております。以上であります。

○西村 賢議員 委員会の審査におきましては、委員会の皆様方に御意見を伺いましたところ、請願第65号、第66号、第67号、第68号について、特に意見は出ませんでした。本請願の趣旨につきまして各委員の皆様が十分に審査をした上で、委員会に臨んでいただいたと思ってお

ります。継続審査または採決を諮ったところ、採決との意見があり、採決となりました。また、採決により賛否をお諮りしたところ、不採決となったものであります。

○前屋敷恵美議員 今、お伺いいたしましたら、いずれの委員会でも意見は出なかったと受けとめたところでは、しかし、県議会としては、まずは、請願が出されたら、委員会で丁寧な議論を行うというのが委員会に課せられた任務だと私は思うんですけれども、委員会の中の論議が全くなされずに、すぐ採決に付されるということで結論が出されてしまう。特に新規請願については、その中で、十分に論議に値する資料などが見当たらないということであれば、それを求めるとか、十分中身を深めるといことが県民に対しての責任あるやり方だと思うんですけれども、委員長としては、それぞれ、そういうふうな論議の進め方といいますか、運び方には努められなかったのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○松村悟郎議員 請願第60号についてでございますけれども、資料の請求その他につきましても、各委員の皆様にお諮りをいたしましたけれども、特別その御意見はございませんでした。また、委員会の規則にのっとりまして、それぞれの議員の皆さん、各会派におきましても、十分な理解がされた上での委員会だと思います。県民の請願、要望に対する思いは、十分県議会として理解した上での委員会だと思っております。

○岩下斌彦議員 本請願の趣旨について、各委員の皆さんが十分理解した上で、当委員会の審査結果に至ったものだと思っております。また、委員会に臨む前に委員として十分それぞれ協議した上で、委員会に臨まれて、採決に至っ

たものだと考えております。慎重に審査をした結果の委員会の総意として認識いたしております。

○西村 賢議員 審査に必要であれば、資料の準備等さまざまな方法があったと思いますが、委員会ではそのような議論は特にありませんでした。委員会に臨む前に各委員がそれぞれに調査を行った上で、臨んだ結果だと思います。

○前屋敷恵美議員 それぞれの考え方や立場が違うわけですから、委員会の中で、それぞれの考えが出されてしかるべきだと思うんです。でも、委員長の結果報告では、そういう論議の中身、反対の理由などが述べられていないことは非常に残念だと私は思います。やはり県民に対する真摯な態度での委員会の論議が必要だと。論議のあり方についても今後検討が必要じゃないかと思うところです。この後の討論で、その理由なりも明らかにしていただきたい、このことを期待して質疑を終わります。

○福田作弥議長 ほかに質疑の通告はありません。

以上で、常任委員長の審査結果報告に対する質疑は終わりました。

◎ 討 論

○福田作弥議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提出されました議案及び請願について討論を行います。

まず、議案第1号、第3号及び第26号について、反対の立場から討論をいたします。

議案第1号「平成26年度一般会計補正予算

(第3号)」及び議案第3号「宮崎県地域医療介護総合確保基金条例」についてです。

政府は、ことし6月、高齢化のピークとされる2025年度を目標年度として、医療・介護給付費を抑制する目的で、供給体制の再編計画を進める医療介護総合確保法を成立させました。私は一般質問でも明らかにいたしました。要支援者向けサービスの大半を占める訪問・通所介護を地域支援事業に置きかえることで、要支援と非該当との制度上の垣根をなくし、要支援者を事実上、介護保険の枠外へ追い出していくことや、特別養護老人ホーム入所を要介護3以上に限定し、要介護1・2の人は、一部の例外を除いて特養入所の対象外とされ、待機者の枠からも除外されること。さらに、入院用ベッドを抜本的に再編・削減する計画では、入院病床43万床削減を打ち出し、一般病床では、特に看護師の配置が厚い7対1病床について、2014年から2015年度の2年間で9万床の削減を行うとしています。また、入院期間を2～3割短縮することも示されており、治癒率の低下や患者になれない病人の増加を招くことにもなります。

この法律は、多くの高齢者を要介護サービスの対象者から除外し、入院患者の病院からの追い出しをさらに強化するなど、公的介護、医療保障を土台から掘り崩す大改悪法です。

また、病床再編計画を促進するため、病床再編や在宅医療・介護の拡大などの事業を対象に、新たな財政支援制度を法定化し、2014年度は、約904億円の地域医療介護総合確保基金が予算化され、各県での基金設置が行われることとなり、本県でも今議会に、同基金条例とともに8億8,600万円余の基金積立金が提案され、同時に、この基金を活用しての事業が提案をされています。各事業は、医療体制を強化する上で必

要なものでありますが、この基金を使って医療機関を病床再編へと誘導していく計画は認められないものです。

医療介護総合確保方針は、医療・介護の総合的な確保を掲げておりますが、示されているのは、限りある社会資源の効率的・効果的な活用で、地域で必要な医療・介護サービスを確保していくという方針は全く見られません。

2025年の高齢社会を見据えて大事なことは、国の公的責任で地域の医療の実態に応じて、さまざまな医療機能に対応できる入院病床や介護施設、住まいなどを確保することです。政府の一連の改革がこのまま実施されれば、新たな医療難民、介護難民、さらには、みとり難民が生まれ出されることは確実であり、医療介護総合確保法そのものに反対の立場を表明するものです。

次に、議案第26号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

同議案は、県営住宅について、宮崎、日南、串間、都城、小林、高岡、西都、高鍋の各土木事務所管内の県営住宅84団地の管理を、宮崎県宅地建物取引業協会に委ねるというものです。

この指定管理者制度は、行政コスト削減などを目的に、官から民への構造改革路線の一環として導入され、あらゆる部署で進められています。

今回は、議案第12号から第27号の議案で、104の施設について新たな管理者の選定議案が出されています。私は、特に公営住宅については、これまでも、指定管理者制度はなじまないとして反対をしてきました。公営住宅制度は、国や公共団体が、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給し、暮らしと福

祉に寄与することを目的にします。それだけに、公営住宅は、他の公共施設の維持管理と違って、効率性だけを追求できない側面があります。行政は、この住宅の確保とともに、個人のプライバシーの確保という重要な役割を担っています。特に、民間委託による家賃の徴収・督促業務等に関して、個人情報守秘の扱いがしっかり担保されているのかも含めて考えなければならない課題を抱えており、公営住宅に関して、指定管理者制度を適用することはふさわしくないと考えます。

したがって、今回提案された県営住宅の指定管理者の指定については、反対するものです。

次に、請願について、委員長報告で不採択とされた新規請願第58号、第60号、第65号から第68号について、不採択に反対し、採択を求めて討論を行います。

第58号は、カジノ合法化及び宮崎県への誘致に反対する請願です。ギャンブル依存症の社会的問題が深刻な中、賭博行為としてこれまで刑法で禁じられてきたカジノを合法化することに道理はなく、豊かな自然を生かした宮崎の地にふさわしい文化、教育、スポーツ観光の宮崎としての発展を願う請願者の思い、県民の願いは受けとめるべきと思います。

また、第60号及び第65号から第68号については、私学助成の増額、全国一斉学力調査の廃止、教員免許更新制度の廃止、高校授業料無償制度の復活、30人学級の実現など、いずれの請願も、子供たちの学びのための環境整備や教育費の負担軽減、学校現場で直接子供たちと向き合い、指導・援助に携わる教職員の真の資質向上を求めるものなど、子供たちに行き届いた教育を求め、子供たちの健やかな成長を願う立場からの請願ばかりです。

今回提出されたこれらの新規請願を即、不採択などとせず、請願者の子供たちへの思いを県議会がしっかり受けとめることが重要ではないでしょうか。同請願の採択を強く求めるものです。

議員各位の良識と賢明な御判断を切に求めて、討論を終わります。以上です。〔降壇〕

○福田作弥議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第3号及び第26号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第3号及び第26号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第4号から第25号まで、第27号から第29号まで、及び第34号から第41号まで採決

○福田作弥議長 次に、議案第2号、第4号から第25号まで、第27号から第29号まで、及び第34号から第41号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決され

ました。

◎ 請願第58号採決

○福田作弥議長 次に、請願第58号についてお諮りいたします。

〔退場する者複数あり〕

○福田作弥議長 本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

〔入場する者複数あり〕

◎ 請願第59号採決

○福田作弥議長 次に、請願第59号についてお諮りいたします。

〔退場する者複数あり〕

○福田作弥議長 本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択されました。

〔入場する者複数あり〕

◎ 請願第60号及び第65号から第68号まで採決

○福田作弥議長 次に、請願第60号及び第65号から第68号までの各請願について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は不採

択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第57-1号、第57-2号及び第61号から第63号まで採決

○福田作弥議長 次に、請願第57-1号、第57-2号及び第61号から第63号までの各請願について、一括お諮りいたします。

各請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各請願は委員長の報告のとおり採択されました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○福田作弥議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第38号、第56号及び第64号の各請願について、一括お諮りいたします。

各請願を、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、各請願は、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉

会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福田作弥議長** 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ **議員発議案送付の通知**

○**福田作弥議長** 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成26年12月2日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 総務政策常任委員長 松村 悟郎

環境農林水産常任委員長 内村 仁子

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

勤務獣医師の人材確保対策等を求める意見書

平成26年12月2日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 内村 仁子

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第2号

「農協改革」に関する意見書

議員発議案第3号

漁業用軽油にかかる軽油引取税の免税措置の堅持に関する意見書

議員発議案第4号

「山村振興法」の延長及び地域林業・地域振興の確立に向けた施策の拡充を求める意見書

平成26年12月2日

宮崎県議会議長 福田 作弥 殿

提出者 宮崎県議会議員 松村 悟郎

河野 哲也

有岡 浩一

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

登記の事務、権限等の地方への移譲に反対する意見書

◎ **議員発議案第1号から第5号まで追加上程**

○**福田作弥議長** ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**福田作弥議長** 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略し、直ちに審議することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

年を御健勝で迎えられるよう、心から祈念申し上げます。

これをもちまして、平成26年11月定例県議会を閉会いたします。

午前11時5分閉会

◎ 議員発議案第5号採決

○福田作弥議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第5号についてお諮りいたします。

〔退場する者複数あり〕

○福田作弥議長 本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○福田作弥議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔入場する者複数あり〕

◎ 議員発議案第1号から第4号まで採決

○福田作弥議長 次に、議員発議案第1号から第4号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福田作弥議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○福田作弥議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も約1カ月を残すのみとなりました。衆議院選挙、知事選挙が師走に加わります。大変忙しい時期になってまいりました。当局及び議員各位におかれましては、一層御自愛の上、新